



中央児童相談所の整備について（平成24年11月一般質問）

全国の、児童虐待の相談に対する対応件数は、児童虐待防止法が施行された平成12年度の1万7,725件から、平成23年度には5万9,862件へと、3.4倍に増加しており、親などによる子どもへの虐待が深刻な社会問題になっています。

本県でも、生後2か月の女兒が父親から暴行を受けて死亡するという大変痛ましい事件や、父親が10代の娘を殴り、けがをさせた事件が報道されております。

児童虐待に関する相談に対応し、的確に援助を行う専門行政機関が児童相談所ですが、山口市の中央児童相談所は、昭和42年に建てられた建物で、事務棟や保護棟はとても古く、狭いという印象を持っています。

また、中央児童相談所では、虐待などの養護相談、障害相談や育成相談、非行相談など、子どもについての様々な相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導や援助を提供されていますが、特に、重複した障害をもつ子どもや、配偶者からの暴力被害を受けた親子などについては、身体障害者更生相談所や、男女共同参画相談センターなど、県央部の他の福祉相談機関と連携した対応が求められます。

そこで、こうした点を踏まえ、中央児童相談所の整備にどのように取り組まれるのか、知事のご所見を伺います。

【山本知事】

児童虐待は子どもの人権や命に関わる深刻な、あってはならないものであり、複雑・多様な児童相談に、専門的な知識に基づく支援を行い、また、児童の安心・安全を確保する重要な機関である児童相談所の機能を強化していかなければならないと考えております。

特に、県央部にある中央児童相談所は、24時間365日、県内全域からの虐待通告を受ける体制を整備するとともに、各児童相談所が一時保護した児童を入所させる一時保護所を設置しているなど、中核的な相談所として、県内児童相談所の中で極めて重要な役割を担っております。

中央児童相談所は、老朽化が進む中で、児童虐待、重複障害や発達障害等に対応した一体的な相談支援、配偶者からの暴力被害を受けた家庭の子供の保護や心のケアへの連携した支援などにも適切に対応する必要があります。

このため、私は、県央部に分散している身体障害者更生相談所など他の福祉相談機関等との統合も含め、中央児童相談所の施設や機能のあり方について十分検討した上で、利用者の利便性等も考慮し、その整備に向けて具体的な取組を進めてまいります。

質問内容及び答弁の全文はこちら